

■【トピックス】

ウクライナ侵略戦争！



ロシアが隣国であるウクライナに侵攻しました。宣戦布告はありませんが戦争状態にあります。侵攻の結果、ロシアは国際的な孤立状態に陥りました。今回の侵攻の成否の結果に関係なくロシア経済は崩壊の瀬戸際に陥ります。

既にロシアではハイパーインフレが始まっています。人々は現金を高級車などの物に換えています。ロシア伝統のダーチャという別荘での自給自足生活でこの危機を乗り切ろうとしている人もいます。

■【ビジネス・アイ】

パワハラ防止法！

社長 「法律の適用でこの4月からパワハラの対策を取らないといけないって聞いたんだけど？どういことかなあ？」

花野 「そうなんです。労働施策総合推進法が中小零細企業でも令和4年4月1日から適用になって、中小零細企業でもパワハラ防止措置をとらないと行けなくなったですよ」

社長 「そのパワハラ防止措置ってどんなことをするのかなあ？」

花野 「具体的には、パワハラを行ってはならないことを従業員に周知したり、就業規則等に記載したり、相談窓口を設けて担当者を決めたり、パワハラが発生したらキチンと対応したり、その際に個人のプライバシーが保護されるような対策をとったりすることですね」

社長 「そうなんだ。いろいろと取り組まないといけないことがあるね。そもそもどういことがパワハラになるかなあ？」

花野 「パワハラは定義としては、①優越的な関係を背景とした言動②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの③労働者の就業環境が害されるもの、この3つを満たすものとされています」

社長 「ちょっと抽象的だね」

花野 「そうですね。具体的な例が厚生労働省のパンフレットに例示されているのでそれを参考にされるといいと思いますよ」

社長 「一度、それを見してみるよ」

■【今月のキーワード】

パワーハラスメント防止措置

改正労働施策総合推進法が令和4年4月1日から中小企業にも適用されました。同法ではパワハラを①優越的な関係を背景とした言動②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの③労働者の就業環境が害されるもの、3つ全てを満たすものと定義しています。パワハラを防止するために事業主は具体的な措置として、①事業主の方針等の明確化および周知・啓発②相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備③職場における事後の迅速かつ適切な対応などを講じなければなりません。

■【今月の1冊】

『なぜ小規模事業者こそ産業医が必要なのか』

富田 崇由 著
幻冬舎 ¥800

中小企業では、パワハラなどの問題があり従業員の入れ替わりが激しく、なかなか定着しないという問題がありました。

その解決策の一つに産業医の設置が義務付けられていない零細中小企業における産業医の活用です。この本は、特にメンタルケアに重点をおいた産業医の活用を、産業医である著者自身が述べている点に特徴があります。



■【編集後記】

ロシアのウクライナ侵略には驚きました！まさか21世紀に陸軍を主力にした侵略戦争が行われるとは思いませんでした。コロナ禍といい想定外のことが起きています。世界は新しいフェイズに入ったのかもしれないですね。

『経営のセカンド・オピニオン』 vol.181 (毎月1日発行)

●定価：2,400円/年 ●発行日：2022.4.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808